Ⅰ 減価償却制度に関する改正

1 法定耐用年数に関する規定の整備

減価償却制度について、次の改正が行われました。

━〔改正の内容〕 ━

法定耐用年数の見直し及び耐用年数表における資産区分の大括り化

減価償却資産の法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分を整理するとともに、法定耐用年数の見直しが行われました(耐用年数省令別表第一、別表第二、別表第四から別表第九)。

なお、法定耐用年数の見直しの内容については、それぞれ次のとおりです。

イ 別表第一「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」

次の有形減価償却資産が追加されました。

種 類	構造又は用途	細 目	耐用 年数
構築物	農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又は ブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚 その他のもの 主として金属造のもの 主として未造のもの 土管を主としたもの その他のもの	年 1 4 1 7 1 4 5 1 0 8
	金属造のもの(前掲 のものを除く。)	露天式立体駐車設備	1 5
器具及び備品	11 前掲のもの以外 のもの	きのこ栽培用ほだ木 無人駐車管理装置	3 5

ロ 別表第二「機械及び装置の耐用年数表 |

機械及び装置の区分について390区分から55区分に改正されました。なお、改正後の別表第二は、次のとおりです。

番号	設備の種類	細 目	耐用 年数
1	食料品製造業用設備		年 10
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		1 0
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備 その他の設備	3 7 7
4	木材又は木製品(家具を除く。)製造業用 設備		8
5	家具又は装備品製造業用設備		1 1
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		1 2
7	印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備 その他の設備	4 7 3 1 0 1 0
8	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルター、偏 光板又は偏光板用フィルム製造設備 その他の設備	5 4 5 5 5 5

番号	設備の種類	細 目	耐用 年数
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備		7
10	プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)		8
11	ゴム製品製造業用設備		9
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		
13	<u>窯業又は土石製品製造業用設備</u> 鉄鋼業用設備	主云加田匈孙某1 7 1 4 4 4 4 4 7 1 4 4	9
14	<u></u> 	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄 スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、 鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備 その他の設備	5 9 1 4
15	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備その他の設備	1 1 7
16	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属 製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	6 1 0
17	はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。)製造業用設備(第20号及び第22号に掲げるものを除く。)		1 2
18	生産用機械器具(物の生産の用に供されるものをいう。)製造業用設備(次号及び第21号に掲げるものを除く。)	金属加工機械製造設備その他の設備	9 1 2
19	業務用機械器具(業務用又はサービスの 生産の用に供されるもの(これらのもの であって物の生産の用に供されるものを 含む。)をいう。)製造業用設備(第17号、 第21号及び第23号に掲げるものを除く。)		7
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業 用設備	光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集 積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	6 6 5
21	電気機械器具製造業用設備	てくり医シガズ州	8 7
22	情報通信機械器具製造業用設備		8
23	輸送用機械器具製造業用設備		9
24	その他の製造業用設備		9
25	農業用設備		7
26	林業用設備		5
27	漁業用設備(次号に掲げるものを除く。)		5
28	水産養殖業用設備		5
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	3 6 1 2 6
30	総合工事業用設備		6
31	電気業用設備	電気業用水力発電設備 その他の水力発電設備 汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備 鉄道又は軌道業用変電設備 その他の設備	2 2 2 0 1 5 1 5 1 5 1 8 2 2 1 5
		主として金属製のものその他のもの	1 7 8

番号	設備の種類	細 目	耐用年数
32	ガス業用設備	製造用設備 供給用設備 鋳鉄製導管 鋳鉄製導管以外の導管 需要者用計量器 その他の設備	1 0 2 2 1 3 1 3 1 5
		その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	1 7 8
33	熱供給業用設備		1 7
34	水道業用設備		1 8
35	通信業用設備		9
36	放送業用設備		6
37	映像、音声又は文字情報制作業用設備		8
38	鉄道業用設備	自動改札装置 その他の設備	5 1 2
39	道路貨物運送業用設備		1 2
40	倉庫業用設備		1 2
41	運輸に附帯するサービス業用設備		1 0
42	飲食料品卸売業用設備 建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用	了进口,1.运办了油,15分加丰田部供 (15b2)	1 0
43	建業材料、鉱物又は金属材料寺即元業用 設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯そうを除く。) その他の設備	1 3 8
44	飲食料品小売業用設備		9
45	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	8 1 7 8
46	技術サービス業用設備(他の号に掲げるものを除く。)	計量証明業用設備その他の設備	8 1 4
47	宿泊業用設備	C 12 1G 12 HX VIII	1 0
48	飲食店業用設備		8
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		1 3
50	その他の生活関連サービス業用設備		6
51	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備 遊園地用設備	1 1 7
		ボウリング場用設備 その他の設備	1 3
		主として金属製のもの	1 7
		その他のもの	8
52	教育業 (学校教育業を除く。) 又は学習 支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備 その他の設備	5
		主として金属製のもの その他のもの	1 7 8
53	自動車整備業用設備		1 5
54	その他のサービス業用設備		1 2
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前 掲の区分によらないもの	機械式駐車設備 その他の設備	1 0
		主として金属製のもの その他のもの	1 7 8

ハ 別表第四「生物の耐用年数表」

減価償却資産に該当する生物の範囲にキウイフルーツ樹及びブルーベリー樹が追加され(法令13九)、 生物の耐用年数表に、これらが追加されたほか、耐用年数の見直しが行われました。なお、改正後の別 表第四は、次のとおりです。

種	類	細 目	耐用 年数
牛		繁殖用(家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。)	年
		役肉用牛	6

種	類 細 目 2	耐用 年数
	乳用牛	4
	種付用(家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受	
	けた種おす牛に限る。)	4
	その他用	6
馬	繁殖用(家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証	
	明書のあるものに限る。)	6
	種付用(家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受したな種が生馬に関え、)	c
	けた種おす馬に限る。) 競走用	6 4
	その他用	8
豚	C 17 (B/1)	3
<u></u>	種付用	4
神子及びてど	その他用	6
かんきつ樹		2 8
7770		3 0
りんご樹		2 0
, , , ,		2 9
ぶどう樹		1 2
	その他 1	1 5
なし樹		2 6
桃樹		1 5
桜桃樹		2 1
びわ樹		3 0
くり樹		2 5
梅樹		2 5
かき樹		3 6
あんず樹		2 5
すもも樹		1 6
いちじく樹 キウイフルーツ [‡]		$\frac{1}{2} \frac{1}{2}$
<u>・イワイフルーラ/</u> ブルーベリー樹		2 2 2 5
パイナップル		3
<u>茶</u> 樹		3 4
オリーブ樹		$\frac{3}{2} \frac{4}{5}$
つばき樹		2 5
<u>桑樹</u>		1 8
21414	根刈り、中刈り、高刈り	9
こりやなぎ		1 0
みつまた		5
こうぞ		9
もう宗竹		2 0
アスパラガス		1 1
ラミー		8
まおらん	1	1 0
ホップ		9

ニ 別表第五「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」

旧別表第五「汚水処理用減価償却資産の耐用年数表」と旧別表第六「ばい煙処理用減価償却資産の耐用年数表」が統合され、新たに別表第五「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」に改正されました。なお、改正後の別表第五は、次のとおりです。

種 類	耐用 年数
構築物	年 18
機械及び装置	5

ホ 旧別表第七「農林業用減価償却資産の耐用年数表」

旧別表第七「農林業用減価償却資産の耐用年数表」は資産区分の見直しにより、別表第一及び別表第二に統合・整理されたことから、削除されました。

へ 別表第九「平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表 |

旧別表第十一「平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表」が、別表第九とされ、同表の「別表第四に掲げる生物」の欄が次のとおり改正されました。

種	類	細目	残存割合
別表第四に	掲げる生物	牛 繁殖用の乳用牛及び種付用の役肉用牛 種付用の乳用牛 その他用のもの 馬 繁殖用及び競走用のもの 種付用のもの その他用のもの 豚 綿羊及びやぎ 果樹その他の植物	100分の20 100分の10 100分の50 100分の20 100分の10 100分の30 100分の30 100分の 5 100分の 5

ト その他

旧別表第八「開発研究用減価償却資産の耐用年数表」は別表第六へ、旧別表第九「平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表」は別表第七へ、旧別表第十「平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表」は別表第八へそれぞれ改正されるとともに、償却方法の選定の単位について所要の整備が行われました(法規14)。

[適用時期]

改正の内容は、既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます(改正耐用年数省令附則2)。

2 耐用年数の短縮特例の整備

[制度の概要]

法人が、その有する減価償却資産について次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、その該当する減価償却資産の使用可能期間を基礎としてその償却限度額を計算することについて納税地の所轄国税局長の承認を受けたときは、当該資産のその承認を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度の償却限度額の計算については、その承認に係る使用可能期間を法定耐用年数とみなすこととされています(法令57)。

- (1) その資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと
- (2) その資産の存する地盤が隆起し又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- (3) その資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- (4) その資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐しょくしたことにより、その使用可能期間が 法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- (5) その資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに基因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- (6) (1)から(5)までに掲げる事由以外の事由で、その資産の構成がその法定耐用年数を用いて償却限度額を計算すべき同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なる等により、その資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなったこと

■〔改正の内容〕 ■

(1) 更新資産と取り替えた場合等

耐用年数の短縮特例について、法人が有する当該特例の承認を受けた減価償却資産(以下「短縮特例承認資産」といいます。)の一部についてこれに代わる新たな資産(以下「更新資産」といいます。)と取り替えた場合として、①短縮特例承認資産の一部の資産について種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合又は②次に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、その更新資産の取得をした日の属する事業年度に係る確定申告書等の提出期限までに、その更新資産の名称、その所在する場所その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長を経由して納税地の所轄国税局長に提出したときは、当該届出書をもって耐用年数の短縮の承認申請書とみなし、当該届出書の提出をもって当該事業年度終了の日等において承認があったものとみなすこととされました(法令57⑦、法規18)。イ その更新資産の購入の代価又はその更新資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその更新資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の

取得価額の10%相当額以下であること

ロ その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の法定耐用年数とみなされた使用可 能期間の年数とに差異が生じないこと

(2) 短縮特例承認資産と材質等を同じくする他の減価償却資産の取得をした場合

法人が短縮特例承認資産(法令第57条第1項第1号に掲げる事由又は次のイ若しくは口に掲げる事由により承認を受けたものに限ります。)と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産(次のイ又は口に掲げる事由により承認を受けたものについては、それぞれ次に掲げる減価償却資産)の取得をした場合において、その取得をした日の属する事業年度に係る確定申告書等の提出期限までに、その取得をした減価償却資産の名称、その所在する場所その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長を経由して納税地の所轄国税局長に提出したときは、当該届出書をもって耐用年数の短縮の承認申請書とみなし、当該届出書の提出をもって当該事業年度終了の日等において承認があったものとみなすこととされました(法令57⑧、法規18)。

- イ 法規第16条第1号(耐用年数の短縮が認められる事由)に掲げる事由 当該事由による短縮特例承認 資産と構成を同じくする減価償却資産
- ロ 法規第16条第3号(法令第57条第1項第1号及び法規第16条第1号に係る部分に限ります。) に掲げる事由 当該事由による短縮特例承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする 減価償却資産

(3) 資産区分の大括り化に伴う耐用年数の短縮が認められる事由の整備

法定耐用年数の見直しに伴い、耐用年数の短縮が認められる事由について、旧耐用年数省令を用いて償却限度額を計算することとした場合に、旧耐用年数省令に定める一の耐用年数を用いて償却限度額を計算すべきこととなる減価償却資産の構成が当該耐用年数を用いて償却限度額を計算すべきこととなる同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること等が事由とされるなど、所要の整備が行われ、旧耐用年数省令に基づく事由により、これまでどおり耐用年数の短縮が認められることとされました(法規16)。

[適用時期]

改正の内容の(1)については、平成20年4月1日以後に終了する事業年度において更新資産の取得をした場合について適用され、改正の内容の(2)については、同日以後に終了する事業年度において(2)に掲げる減価償却資産の取得をした場合について適用されます(改正法令附則10①②)。

3 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却制度の整備

〔制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの期間(以下「指定期間」といいます。)内に、情報基盤強化設備等の取得等をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除きます。)において、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除きます。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。以下「供用年度」といいます。)の指定期間内に事業の用に供したその情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が一定の金額以上であるときは、その情報基盤強化設備等の基準取得価額(取得価額に70%を乗じて計算した金額をいいます。)の50%の特別償却を認めるというものです。

適用対象資産

- イ 適用対象とされる情報基盤強化設備等とは、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤の強化に資する減価償却資産で次に掲げるもの(法令第133条《少額の減価償却資産の損金算入》又は第133条の2《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受けるものを除きます。)をいいます(旧措法42の11①、旧措規20の5の2①)。
 - ① 次に掲げる基本システム
 - i サーバー用のオペレーティングシステム(ソフトウエアの実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウエアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証(以下「ISO/IEC15408認証」といいます。)をされたものに限ります。)
 - ii サーバー用の電子計算機(その電子計算機の記憶装置に i に掲げるサーバー用のオペレーティングシステム が書き込まれたものに限り、これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含みます。)
 - ② データベース管理ソフトウエア (ISO/IEC15408認証されたものに限ります。) 又はそのデータベース管理ソフトウエア及びそのデータベース管理ソフトウエアに係るデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウエア
 - ③ ファイアウォールソフトウエア又はファイアウォール装置のうち、ISO/IEC15408認証されたもの(①又は②と同時に設置されたものに限ります。)
- ロ この制度の適用を受けるためには、次に掲げる法人の区分に応じ、情報基盤強化設備等の取得価額の合計額がそれぞれ次の金額以上である必要があります(旧措法42の11①、旧措令27の11①、旧措規20の5の2②)。

法人の区分	取得価額 の合計額
① 資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人並びに相互会社及 び外国相互会社	1億円
② 資本金の額又は出資金の額が1億円超10億円以下の法人	3,000万円
③ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人並びに公益法人 等及び協同組合等	300万円

■〔改正の内容〕

(1) 適用対象資産等の改正

イ 資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人並びに相互会社及び外国相互会社については、適用対象 投資額(供用年度の指定期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額をいいます。 以下同じ。)が200億円を超える場合には、この制度の対象となる適用対象投資額は200億円を限度とす ることとされました。この場合において、これらの法人が本制度の適用を受けるときの個々の情報基盤 強化設備等の取得価額は、次の算式により計算した金額となります(措法42の11①、措令27の11②③)。

 取得価額
 = 200億円
 ×
 情報基盤強化設備等の取得価額 供用年度における適用対象投資額

ロ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人並びに公益法人等及び協同組合等に係る投資額要件について、次のとおり取得価額の合計額の最低限度額が引き下げられました(措令27の11①)。

法人の区分	取得価額の合計額	
佐 八 の 区 ガ	改正前	改正後
① 資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人並びに相互会社及 び外国相互会社	1億円	1 億円
② 資本金の額又は出資金の額が1億円超10億円以下の法人	3,000万円	3,000万円
③ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人並びに公益法人 等及び協同組合等	300万円	70万円

- ハ 適用対象資産に、連携ソフトウエア(次に掲げる機能を有するもののうち、情報処理の促進に関する 法律第3条第1項に規定する電子計算機利用高度化計画において定められたプログラムとして独立行政 法人情報処理推進機構により技術上の評価を受けたものに限ります。)が追加されました(措規20の5 の2①三)。
 - ① 日本工業規格 X 0027に定めるメッセージの形式に基づき日本工業規格 X 4159に適合する言語を使用して記述された指令を受け、これを日本工業規格 X 5731 8に基づき認証する機能
 - ② ①の指令を受けた旨を記録する機能
 - ③ 指令を行うべき情報処理システムを特定する機能
 - ④ その特定した情報処理システムに対する指令を行うに当たり、その情報処理システムが実行することができる内容及び形式に指令の付加及び変換を行い、最適な経路を選択する機能

(2) 適用期限の延長

適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました(措法42の11①)。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)及び(2)の措置に準じた改正が行われています(措法68の15①、措令39の45①②)。

〔適用時期〕

- (1) 改正の内容の(1)イの規定は、平成20年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます(改正法附則59、経過措置令16)。
- (2) 改正の内容の(1)口の規定は、平成20年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます(改正措令附則38①)。 なお、平成20年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度(以下「経過措置対象事業年度」といいます。)については、平成20年4月1日から経過措置対象事業年度終了の日までの期間(以下「経過期間」といいます。)内における適用対象投資額が70万円以上300万円未満であるときは、その経過

期間を指定期間とみなして改正後の規定が適用されます(改正措令附則38②)。

- (3) 改正の内容の(1)ハの規定は、平成20年4月1日以後に取得等をする情報基盤強化設備等について適用され、同日前に取得等をしたものについては、改正前の規定が適用されます(改正措規附則17)。
- (4) 改正の内容の(3)の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成20年4月1日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用され、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます(改正法附則78、改正措令附則53①②)。

4 支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度の創設

■〔創設された制度の内容〕**─**

青色申告書を提出する法人が、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度において、障害者就労支援事業所に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額(以下「支援事業所取引金額」といいます。)がある場合において、当該事業年度における支援事業所取引金額の合計額が前事業年度における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、当該事業年度の終了の日において有する一定の減価償却資産について、普通償却限度額の30%相当額の割増償却を認めることとされました(措法46の3、措令29の2の2、措規20の18の2)。

- (注) 「障害者就労支援事業所」とは、障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業所、同条第 15項に規定する就労継続支援を行う事業所その他次に掲げる事業所又は施設をいいます(措法46の3①、措令29の2①)。
 - ① 障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する生活介護、同条第14条に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限ります。)を行う事業所
 - ② 障害者自立支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスとして同条第6項に規定する生活介護又は同条第14項に規定する就労移行支援を行う障害者支援施設等
 - ③ 障害者自立支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センター
 - ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所
 - ⑤ 次に掲げる要件のすべてを満たす事業所
 - i その資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた日を含む年の前年12月31日(以下「取引日の前年末」といいます。)におけるその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長(以下「公共職業安定所長」といいます。)の証明を受けた障害者数が5人以上であること
 - ii 取引日の前年末における公共職業安定所長の証明を受けた障害者割合が100分の20以上であること
 - iii 取引日の前年末における公共職業安定所長の証明を受けた重度障害者等割合が100分の30以上であること

平成20年4月1日から障害者自立支援法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間においては、次の施設も障害者就労支援事業所となります(措令29の 2 の 2 ②、措規20の18の 2 ①)。

- ⑥ 障害者自立支援法附則第41条第1項、第48条又は第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設
- ② 障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設
- ⑧ 障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第5項に規定する精神障害者福祉工場
- ⑨ 障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施 設
- ⑩ 障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち障害者自立支援法施行規則附則第1条の2により読み替えて適用する同令第1条の2に規定する就労継続支援を行う障害者支援施設等

(1) 適用対象資産

適用対象となる資産は、当該事業年度終了の日においてその法人の有する減価償却資産で事業の用に供されているもののうち、当該事業年度又は当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの(所有権移転外リース取引により取得したものを除きます。以下「3年以内取得資産」といいます。)となります(措法46の3①)。

(2) 償却限度額

割増償却限度額は、次の算式により計算します(措法46の3①)。

(算 式),

割増償却限度額 = 3年以内取得資産の普通償却限度額 × 30%

ただし、上記算式により計算した割増償却限度額の合計額が当該事業年度の支援事業所取引増加額(※)を超えるときは、その支援事業所取引増加額が限度となります(措法46の3①)。

(※) 支援事業所取引増加額 = 当該事業年度における支援 事業所取引金額の合計額

前事業年度における支援 事業所取引金額の合計額

(3) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、法人が資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額につき支援事業所取引金額に該当するものとして障害者就労支援事務所から交付を受けた一定の書類を保存していることが必要です(措令29の2の2⑨、措規20の18の2⑧)。

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、(1)から(3)までの措置に準じた措置が講じられています(措法68の32、措令39の61、措規22の39の2)。

〔適用時期〕

平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則56、経過措置令16、改正措令附則35)。

5 その他

その他の減価償却制度等について、次の改正が行われました。

改正事項	学について、次の改止が行われました。 改 正 の 内 容	適用時期等
(1) 種類等を同じくする減 価償却資産の償却限度 額(法規19②、改正法 規附則 2)	○ 種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額の計算に当たり、 法人が有する機械及び装置の種類の区分について旧耐用年数省令に 定められている設備の種類の区分によっているときは、減価償却資 産の種類の区分は、旧耐用年数省令に定められている設備の種類の 区分とすることができることとされました。	平20.4.1以後に開始する 事業年度分の法人税に ついて適用されます。
(2) 減価償却資産の償却方 法の変更承認申請のみ なし承認 (改正法規附 則 4 ②)	○ 耐用年数省令の改正に伴い、旧法規第14条各号に定める種類の区分(2以上の事業所等を有する法人が事業所ごとに償却の方法を選定しているときはその区分ごと)が異なる減価償却資産で、それぞれ異なる償却方法を選択していたものが、新たに同一の区分に属することとなった場合には、該当することとなった事業年度の確定申告書の提出期限までに、「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」と同様の記載事項を記載した届出書の提出をもって、減価償却資産の償却方法の変更承認があったものとみなされることとなりました。	
(3) エネルギー需給構造改 革推進設備等を取得し た場合の特別償却(措 法42の5①、68の10①、 措令27の5⑧~⑪、39 の40③~⑤、措規20の	○ 適用対象設備に、次の設備が追加されました。	平20.4.1以後に取得等を するものについて適用 されます。
2、22の23の2、改正 法附則57、76、経過措 置令16、改正措令附則 37、52、平4大蔵省告 示第57号、平20財務省 告示第159号)	● お御設備 ○ その他の適用対象設備について、次の見直しが行われました。 ○ 区分 見直しの内容 エネルギー有効 旋回流強化型離解装置が追加されるとともに、 利用製造設備等 ジュール加熱装置など4設備が除かれました。 エネルギー有効 四百ボルト級配線設備及びエネルギー回生型 ハイブリット自動車の範囲が縮減されたほか、 物流用蓄熱式保冷装置など4設備が追加され、 排ガス熱回収給水加熱装置など10設備が除か	平20.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
	れました。 電気・ガス需要 ガス冷房装置の範囲が縮減されたほか、電力 貯蔵設備が除かれました。 新エネルギー利	
	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	_

改正事項	改 正 の 内 容	適用時期等
(4) 中小企業者等が機械 等を取得した場合の特別償却(措法42の6、 68の11、措規20の2の 2③三、22の24、改正 措規附則16)	○ 適用対象外資産に、連携ソフトウエア(上記 I 3(1)ハと同様。7ページ参照)が追加されました。	平20.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(5) 事業基盤強化設備を 取得した場合等の特別 償却(措法42の7①、 68の12①、改正法附則 1七、58、77)	 ○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。 ○ 対象設備から中小企業新事業活動促進法の認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置が除外されました。 ○ 中小企業者連携法に規定する認定農商工等連携事業計画に従って 	ー 中小企業者連携法の施行の日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 中小企業者連携法の施
(6) 特定設備等の特別償 却 (措法43①表一、68 の16①表一、措令28① ~3、39の46①~3、	農商工等連携事業を行う中小企業者が、同計画に従って取得等をする機械及び装置が対象設備に追加されました。 ③ 適用対象設備等について、次の改正が行われました。 イ 次の設備が適用対象から除外されました。 ・汚水処理用設備(槽) ・汚水処理用設備(汚水処理装置)	行の日以後に取得等を するものについて適用 されます。 平20.3.31前に取得等を したものについては、 従来どおり適用されま
措規20の6、22の30、 改正法附則60①、80①、 経過措置令16、改正措 令附則39①、54①、改 正措規附則18①、26①、 昭48大蔵省告示第69号、 平20財務省告示第160号)	・ばい煙処理用設備(ばい煙処理装置) ・窒素酸化物抑制設備(窒素酸化物抑制装置) ロ 次の設備について、適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。 ・産業廃棄物処理用設備 ・PCB汚染物等処理用設備 ・石綿含有廃棄物無害化処理用設備	す。
(7) 地震防災対策用資産 の特別償却 (措法44①、 68の19①)	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	_
(8) 集積区域における集 積産業用資産の特別償 却(措法44の2、68の 20、措令28の5、39の 49、改正法附則1八、 60②、80②、改正措令 附則39②、54②)	 ○ 対象業種に農林漁業関連業種が追加されました。なお、農林漁業関連業種に係る対象設備は次のとおりです。 - 現 行 農林漁業関連業種 - 機械 1 台又は1基の取得価額が 1 台又は1基の取得価額が 1,000万円以上、かつ、投資 資総額が3億円以上 - 建物 取得価額の合計額が5億円 取得価額の合計額が5,000 万円以上 	地域産業活性化法一部 改正法の施行の日以後 に取得する集積産業用 資産について適用され、 同日前に取得等をした ものについては、従来 どおり適用されます。
(9) 特定電気通信設備等 の特別償却(措法44の4①、 68の23①、措令28の7①、 39の52①、措規20の11、 22の33、改正法附則60③、 80③、経過措置令16)	 ○ 適用対象設備のうち、光伝送装置、加入者系ファイバケーブル及びデジタル加入者回線多重化装置について、次の改正が行われました。 イ 適用対象となる設備が、次の地域又は区域内において事業の用に供したものに限ることとされました。 ・過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)の過疎地域及び過疎地域とみなされる区域 ・離島振興法(昭和28年法律第72号)の離島振興対策実施地域 ・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)の奄美群島 ・小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の小笠原諸島 ・半島振興法(昭和60年法律第63号)の半島振興対策実施地域・沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の離島 ロ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。 	平20.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。

改正事項	改 正 の 内 容	適用時期等
(10) 資源再生化設備等の	○ 適用対象設備について、次の改正が行われました。	平20.4.1前に取得等をし
特別償却(旧再商品化	イ 再商品化設備及び再資源化設備が除外されました。	たものについては、従
設備等の特別償却)(措	ロ 生物資源利用製品製造設備のうち炭化製品製造設備、精油抽出	来どおり適用されます。
法44の6①、68の26①、	設備及び家畜排せつ物たい肥化設備が除外されました。	
旧措令28の8①、改正	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	_
法附則60④、80④、経		
過措置令16、平8大蔵		
省告示第96号、平20財		
務省告示第161号)		
(11) 障害者を雇用する場	○ 適用対象設備について、次の改正が行われました。	平20.4.1前に取得等をし
合の機械等の割増償却	イ 鉄道事業又は運輸事業を営む法人に係る適用対象設備である障	たものについては、従
等 (措法46の2②、68	害者対応型エスカレーターが除外されました。	来どおり適用されます。
の31②、措規20の18、	ロ 一般乗合旅客自動車運送事業等を営む法人に係る適用対象設備	
22の39、旧措令29の 2	であるリフト付きタクシー及びスロープ付きタクシーが除外され	
⑤、39の60⑤、改正法	ました。	
附則60⑤、80⑤、経過	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	_
措置令16)		
(12) 優良賃貸住宅の割増	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	_
償却 (措法47、68の34)		